

資 料 提 供	
令和2年8月21日	
担当課 (担当者)	財政課 (塗師木)
電 話	0857-26-7043

令和2年8月臨時議会付議案

議案第 1号 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例(健康政策課)

新型コロナウイルス感染症の感染が主としてクラスターの発生を契機として爆発的に拡大するおそれがあることに鑑み、クラスター発生という公衆衛生上緊急の対応を要する危険に機動的に対処し、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るとともに、患者、医療従事者等を応援するなど県民及び事業者が一丸となって新型コロナウイルス感染症の克服に取り組むこととし、もって新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護し、県民の生活を守ることを目的として、クラスター対策のための特別措置等に関する条例を制定する。

(概 要)

- ① 県、市町村、県民及び事業者は、クラスター(不特定又は多数の者が立ち入り又はとどまる施設又は催物において生じた5人以上の患者集団)の発生予防、発生した場合の対策等について実施・協力等を行うものとする。
- ② クラスター発生という具体的な危険に対応するため、以下のクラスター発生時の措置等について規定する。
 - ア 施設の設置者、所有者、管理者、催物開催者等(以下「施設使用者」という。)は、自ら施設の使用を停止し、感染拡大防止対策を講ずるものとする。
 - イ 知事は、まん延防止のために必要があると認めるときは、施設名等必要な事項を公表するものとする(施設の従業者、利用者等の全てに直ちに個別に連絡を行った場合を除く。)
 - ウ 施設使用者が自ら施設の使用停止その他の対策を講じない場合は、知事は施設を閉鎖し、感染防止対策を講ずることを指示することができるものとする。
- ③ クラスターが発生したことにより、施設の全部または一部の使用を停止した場合において、クラスターが施設使用者等以外の者の故意により発生したものである場合又は施設使用者等がクラスターを防止するための十分な措置を講じていたにもかかわらずクラスターが発生したものと知事が認めるときは、県は協力金を給付できるものとする。
- ④ 県民、事業者、県及び市町村は、患者、その家族、医療従事者等を応援するなど相互に連携、協力し、一丸となってまん延防止を図るものとする。また何人も、新型コロナウイルス感染症に感染していること等を理由として、誹謗中傷等をしてはならない。県は誹謗中傷等が行われないようにするため、正しい知識の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

[令和2年9月1日施行 ほか]

議案第 2号 令和2年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)

新型コロナウイルス対策に伴う事業等の追加を行うための補正予算である。

(概 要)

① 歳入歳出予算の補正

【予 算 額】	補 正 前 の 額	3 7 2 , 8 9 6 , 7 6 4 千円
	補 正 額	6 , 6 9 2 , 3 6 0 千円
	補 正 後 の 額	3 7 9 , 5 8 9 , 1 2 4 千円

【補正額の財源内訳】	国 庫 支 出 金	6 , 4 9 7 , 4 6 2 千円
	諸 収 入	1 9 4 , 8 9 8 千円

② 債務負担行為の補正
変更 2件

議案第 3号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算(第3号)

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年7月10日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：岩美町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 79,574 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年 12 月 18 日、鳥取警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、対向車を避けるため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、停車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年7月10日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取中部ふるさと広域連合

和解の要旨：県は、損害賠償金 165,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年1月23日、倉吉警察署の職員が、公務のため普通貨物自動車を運転中、運転操作を誤り、和解の相手方が管理する建物のシャッターレール及び蛍光灯カバーに衝突し、同シャッターレール及び同蛍光灯カバーを破損させたものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年7月10日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 26,750 円（県過失 7 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年3月17日、智頭警察署の職員が、公務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、駐車場で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方所有の軽特種自動車（冷蔵冷凍車）に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年7月21日専決)(道路企画課)

和解の相手方：東伯郡三朝町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 64,680 円（県過失 4 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年4月22日、和解の相手方が、主要地方道三朝中線を小型乗用自動車で行く中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(5) 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和2年7月21日専決)(会計指導課、畜産課)

家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行規則の一部改正に伴い、条例の規定中用語の改正を行うものである。

[公布施行]

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年8月3日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 56,164 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年6月15日、倉吉警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で切り返す際、左前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年8月9日専決）（市町村課等）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項の改正を行うものである。

[令和2年9月1日施行]

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和2年8月9日専決）（市町村課）

和解の相手方：東伯郡北栄町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 22,975 円（県過失 6 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年 6 月 14 日、西部総合事務所の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内を走行していたところ、駐車枠から後退してきた和解の相手方所有の小型貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例（令和2年8月9日専決）（県民参画協働課、水産課）

漁業法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項の改正を行うものである。

[令和2年12月1日施行]

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和2年8月9日専決）（県土総務課）

和解の相手方：広島県尾道市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 356,400 円（県過失 9 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年2月5日、西部総合事務所日野振興センターの職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、工事現場から道路に進入した際、一時停止及び左右の安全確認を怠ったため、左方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(11) 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年8月9日専決）（会計指導課、水産課）

漁業法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項等の改正を行うものである。

[令和2年12月1日施行]

(12) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（令和2年8月9日専決）（人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

報告第2号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 30件 変更 2件